

意識不明事故の取扱い等に関する変更点について

変更内容	変更後(令和6年1月1日以降)	変更前(令和5年12月31日以前)								
1. 国への報告対象となる重大事故の範囲	- 死亡事故 - 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) - 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故	- 死亡事故 - 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器をつける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)								
2. 意識不明事故の定義	事故が原因で意識不明となった事案であって、AVPUスケールにより評価した意識レベルが、「U:どんな刺激にも反応しない」に該当する場合をいう。 ※ AVPUスケール(小児の意識レベル評価) <table><tr><td>A:Alert</td><td>意識がはっきりしている</td></tr><tr><td>V:Voice</td><td>声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている</td></tr><tr><td>P:Pain</td><td>痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない</td></tr><tr><td>U:Unresponsive</td><td>どんな刺激にも反応しない</td></tr></table>	A:Alert	意識がはっきりしている	V:Voice	声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている	P:Pain	痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない	U:Unresponsive	どんな刺激にも反応しない	定義なし
A:Alert	意識がはっきりしている									
V:Voice	声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている									
P:Pain	痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない									
U:Unresponsive	どんな刺激にも反応しない									
3. 意識不明に関する国への報告要否の判断基準	国への報告の要否は、意識不明となった原因を判断基準とする。 (1)「事故」が原因である場合(国への報告 ⇒ 「必要」) ※ 事故の具体例・・・転倒、衝突、誤嚥、食物アレルギー、熱中症等 (2)明らかに「病気」が原因である場合(国への報告 ⇒ 「不要」) ※ ただし、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する。 ※ 病気の具体例・・・てんかん、けいれん(熱性・無熱性・憤怒)等 (3)原因が「不明」な場合(国への報告 ⇒ 「必要」) ※ 報告後、その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する。	意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。								
4. 報告様式	新様式により報告	旧様式(別紙1～4)により報告								
5. 地方自治体による再発防止のための事後的検証の対象となる事故の範囲	(1)死亡事故 ※ 乳幼児突然死症候群(SIDS)や死因不明とされた事例も含む。 (2)意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ※ 意識不明の原因が病気であると判明したものを除く。 (3)死亡事故、意識不明事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事故 ※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。	(1)死亡事故 ※ 乳幼児突然死症候群(SIDS)や死因不明とされた事例も含む。 (2)死亡事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例(例えば、意識不明等) ※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。								